

議案第23号

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の改正  
について

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部  
を改正する条例

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成1  
7年佐野市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（指定管理者選定委員会）

第4条の2 候補者の選定その他指定管理者に関する事項を審議するため、  
市長等の附属機関として佐野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員  
会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1） 候補者の選定に関すること。

（2） 第13条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理の  
業務の停止に関すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に係る重要事項に関するこ  
と。

3 選定委員会の委員は、次に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験のある者

（2） 市の職員

4 前項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

5 第3項第1号の委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事  
項は、規則で定める。

第5条中「前条の規定による」を「候補者の」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

指定管理者選定委員会を条例の定めるところにより設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

